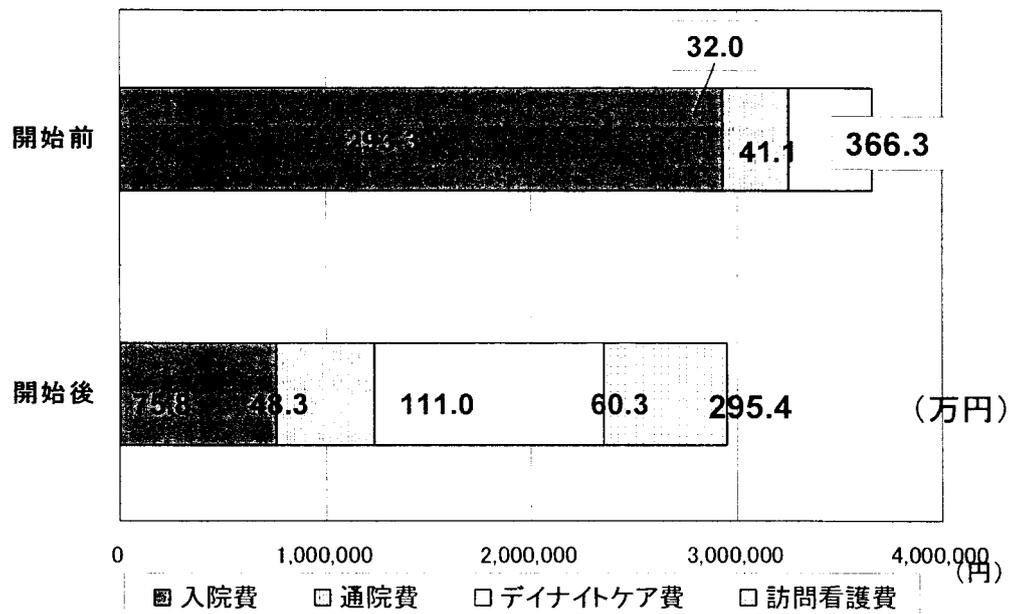


## 2) 訪問看護開始前後2年間に要した医療費の内訳

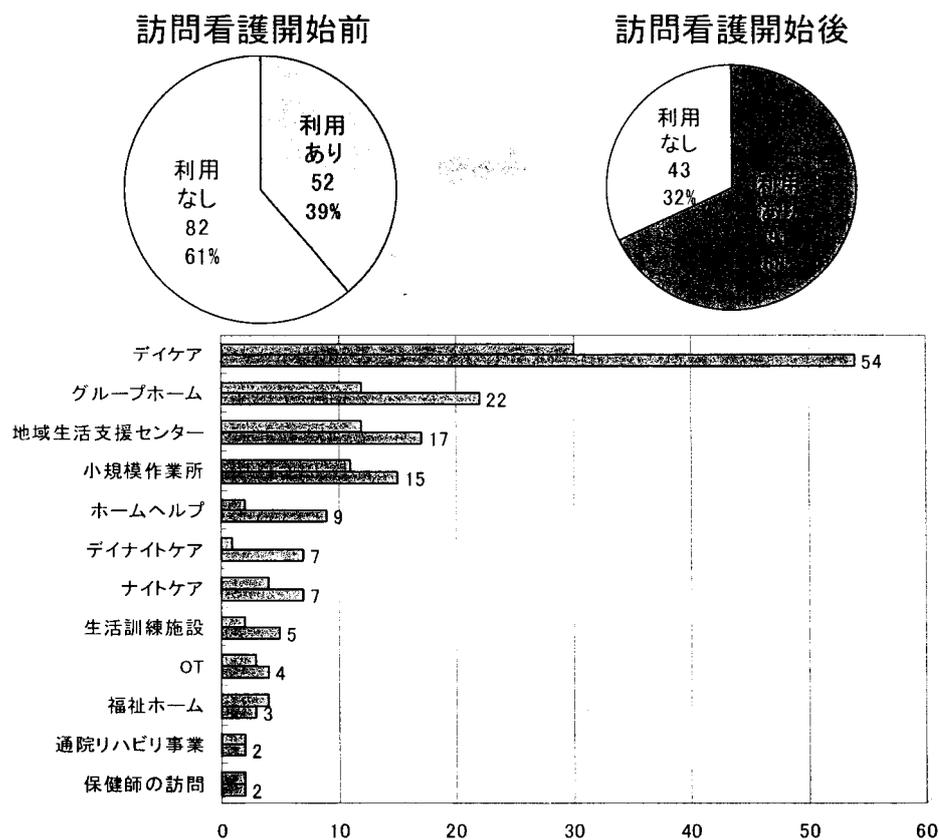


### ●訪問看護開始後では、開始前に比べて医療費平均が減少

(厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業 精神科看護における介入技術の明確化および評価に関する研究 主任研究者 萱間真美 平成17年3月)

53

## 訪問看護開始前後の社会資源の利用状況の変化



(厚生労働科学研究費補助金医療技術評価総合研究事業 精神科看護における介入技術の明確化および評価に関する研究 主任研究者 萱間真美 平成17年3月)

54

## 精神科デイ・ケア等の概要

### 精神科デイ・ケア

精神障害者の社会生活機能の回復を目的として個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日につき6時間を標準とする。

### 精神科ナイト・ケア

精神障害者の社会機能の回復を目的として行うものであり、その開始時間は午後4時以降とし、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日につき4時間を標準とする。

### 精神科デイ・ナイト・ケア

精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行うものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日につき10時間を標準とする。

### 精神科ショート・ケア

※ 平成18年診療報酬改定で創設。

精神障害者の地域への復帰を支援するため、社会生活機能の回復を目的として個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日につき3時間を標準とする。

55

## 自立支援医療（精神通院医療）について

### 【対象者】

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者（平成18年度支給認定患者数：約117万人）

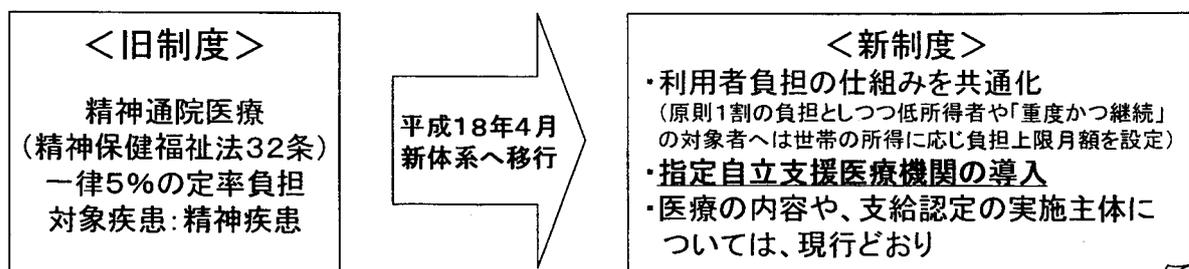
### 【給付内容】

○精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して行われる通院医療とする。症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院治療を続ける必要がある場合も対象とする。

### 【対象となる主な障害と治療例】

○統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）などに対する通院精神療法、精神科デイ・ケア及び薬物療法等

### 【障害者自立支援法による制度体系の変更】



56

# 精神科救急医療体制整備事業

平成19年度

平成20年度（案）

精神科救急医療システム

情報センター  
・医師1人  
・PSW1人

情報センター  
・医師1人  
・PSW1人

精神科救急医療施設  
・医師1人  
・看護師1人  
・PSW1人  
・空床確保1床

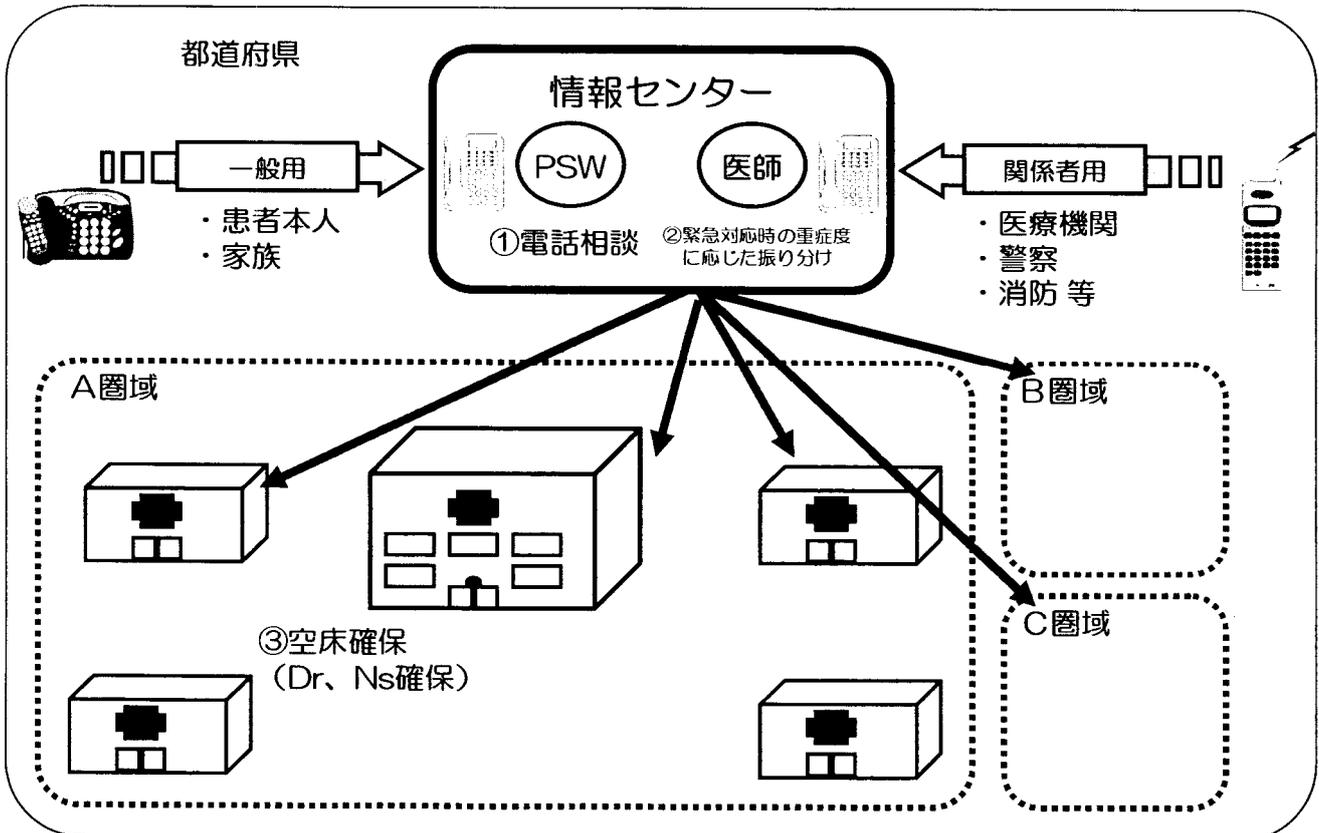
**精神科救急医療施設**

- ・輪番制病院群も含めて全ての精神科救急医療圏域に空床確保を行う精神科救急医療施設の整備
- ・24時間対応の精神科救急情報センターの身体合併症対応を含めた機能強化及び身体合併症対応施設の創設
- ・診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築等

初期救急医療施設  
・医師1人  
・看護師1人

精神科救急医療センター  
・医師1人  
・看護師2人  
・PSW1人  
・空床確保2床

## 体制のイメージ



## 精神障害者保健福祉手帳制度

### 概要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

### 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

### 手帳に基づく主な支援策

- ① 税制の優遇措置
- ② 生活保護の障害者加算
- ③ 生活福祉資金の貸付
- ④ NTTの電話番号無料案内
- ⑤ 携帯電話の使用料割引
- ⑥ 公共交通機関の運賃割引や公共施設の利用料割引等

### 交付者数

(平成18年度末現在)

総数	1級	2級	3級
404,883人	73,810人	248,102人	82,971人

59

## 「活動」について

# 地域生活支援事業

地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活支援事業として法定化

## (市町村の地域生活支援事業)

- ・ 市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化
- ・ 相談支援、コミュニケーション支援(手話通訳等)、日常生活用具の給付等、移動支援、地域活動支援
- ・ 都道府県は、地域の実情を勘案して、市町村に代わって上記の地域生活支援事業を行うことができる。

## (都道府県の地域生活支援事業)

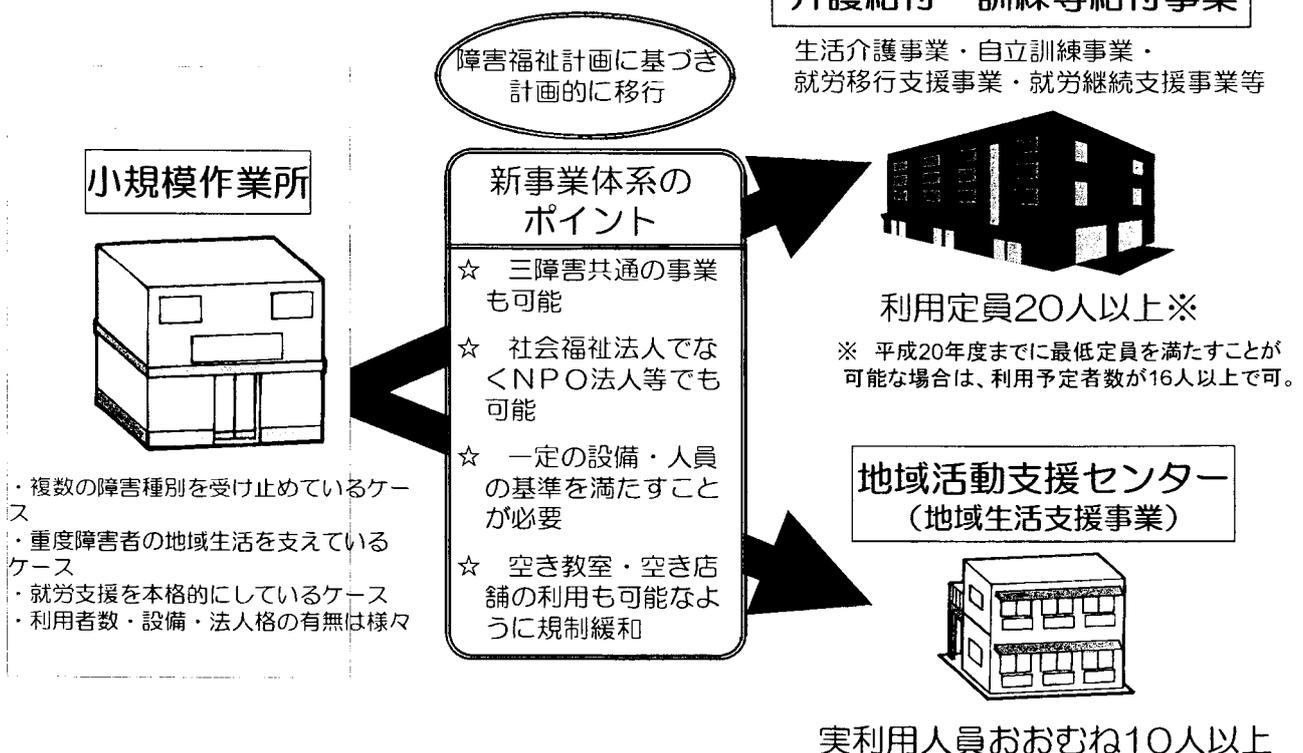
- ・ 都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか、サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができる。

○ 市町村及び都道府県は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定める。

○ 国は、予算の範囲内において、市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する必要の2分の1以内を補助する。(都道府県は市町村に4分の1以内を補助する。)

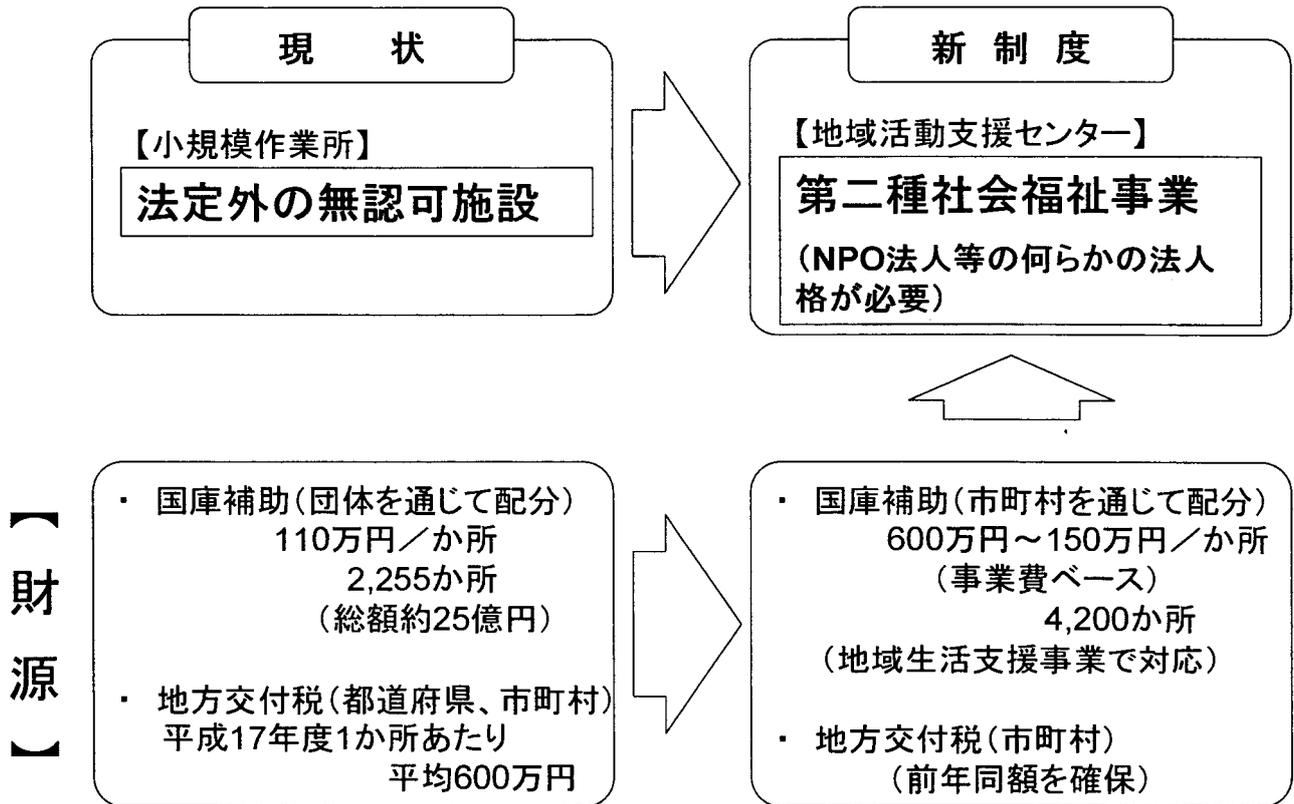
61

## 小規模作業所の移行イメージ ～多様な選択～



62

## 地域活動支援センターの位置づけと財源



63

## 地域活動支援センターの要件について (例)

地域活動支援センターは、地域生活支援事業として位置づけられたものであり、実際の委託や助成の内容については、市町村が地域の実情に応じて設定。

<p><b>I 型</b>(国庫補助加算標準額600万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実利用人員概ね20人以上</li> <li>○職員3名(うち1名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営</li> </ul>	<p><b>II 型</b>(国庫補助加算標準額300万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実利用人員概ね15人以上</li> <li>○職員3名(うち2名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営</li> </ul>	<p><b>III 型</b>(国庫補助加算標準額150万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実利用人員概ね10人以上(※)</li> <li>○小規模作業所としての運営実績概ね5年以上</li> <li>○職員2名(うち1名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営</li> </ul>
---	--	---



※18年度に限り、経過措置として5人以上も可

### 地方交付税による自治体補助事業(基礎的事業分)

- 補助額 600万円  
(平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額)
- 利用定員等の規定無し
- 職員2人以上(非常勤可)

国庫補助のない小規模作業所に対する自治体補助事業

64

# 精神障害者社会適応訓練事業

## 概要

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図ることを目的として、受託した事業者に対し、協力奨励金を支給するものである。

## 事業創設年度

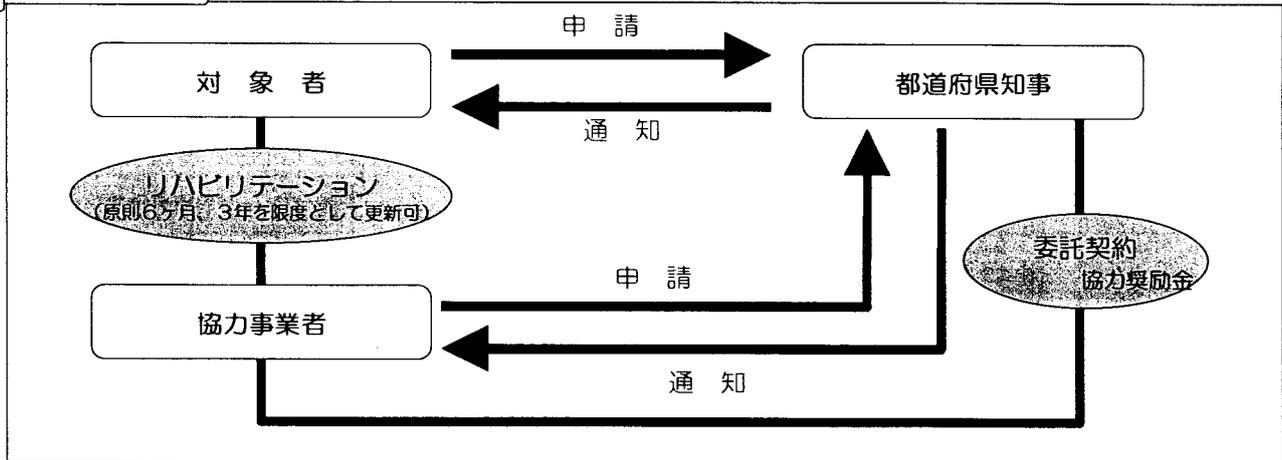
昭和57年度

## 実施主体

都道府県・指定都市

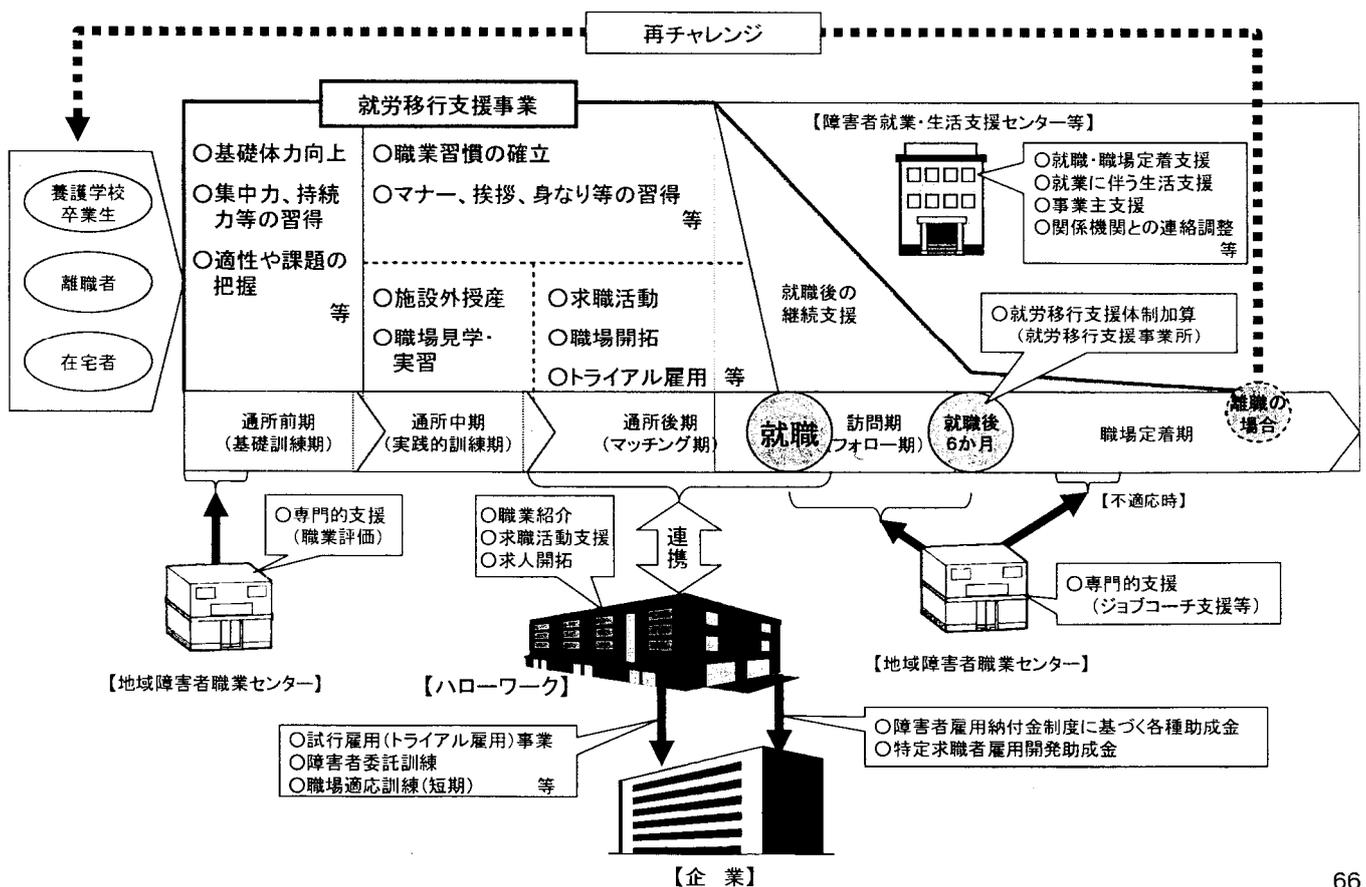
## 事業概念図

※ 平成15年度から一般財源化



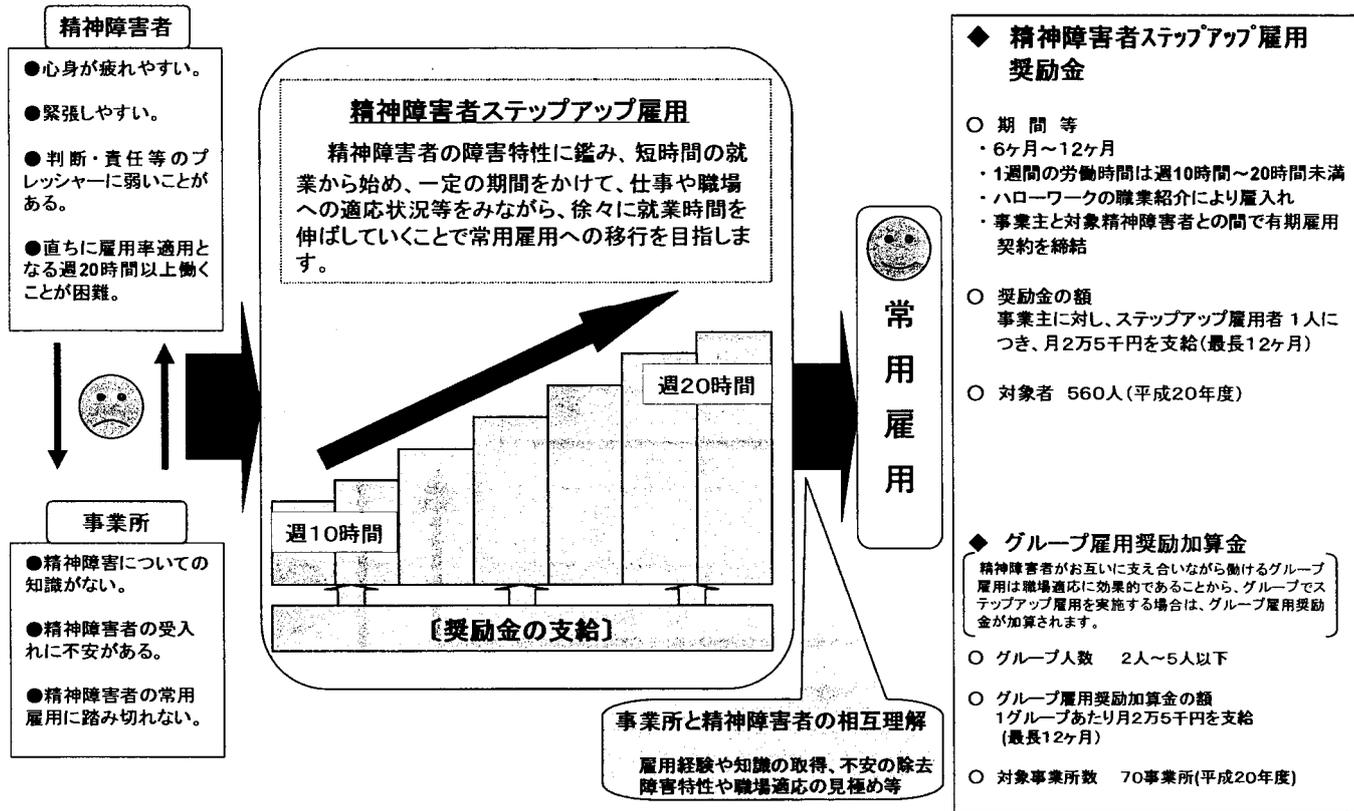
65

# 就労移行支援事業と労働施策の連携



66

## 「精神障害者ステップアップ雇用」による常用雇用への移行の促進



## 精神障害者総合雇用支援の実施

精神障害者については、①症状が不安定で再発しやすい、②医療面・生活面のケアが不可欠である等の障害特性があることから、事業主、医療機関、家族等と連携し、専門的かつ継続的な支援を行っていく必要がある。そこで、全国の地域障害者職業センターに、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置することにより支援体制を強化し、主治医等医療関係者との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して総合的な支援を実施する。

### (1) 雇用促進支援

- ・ 採用計画(職務内容、配置等)の立案等の支援
- ・ 基本的労働習慣の体得、不安の軽減・集団適応、コミュニケーション能力・対人対応力の向上支援
- ・ ジョブコーチの派遣による雇入れのための支援

### (2) 職場復帰支援(リワーク支援)

- ・ 職場復帰に向けたコーディネート(活動の進め方等の調整)
- ・ 生活リズムの立直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援
- ・ リハビリ出勤(試し入社)による復職前のウォーミングアップ
- ・ 職場の受入体制の整備(復職計画の策定、上司・同僚等の啓発等)

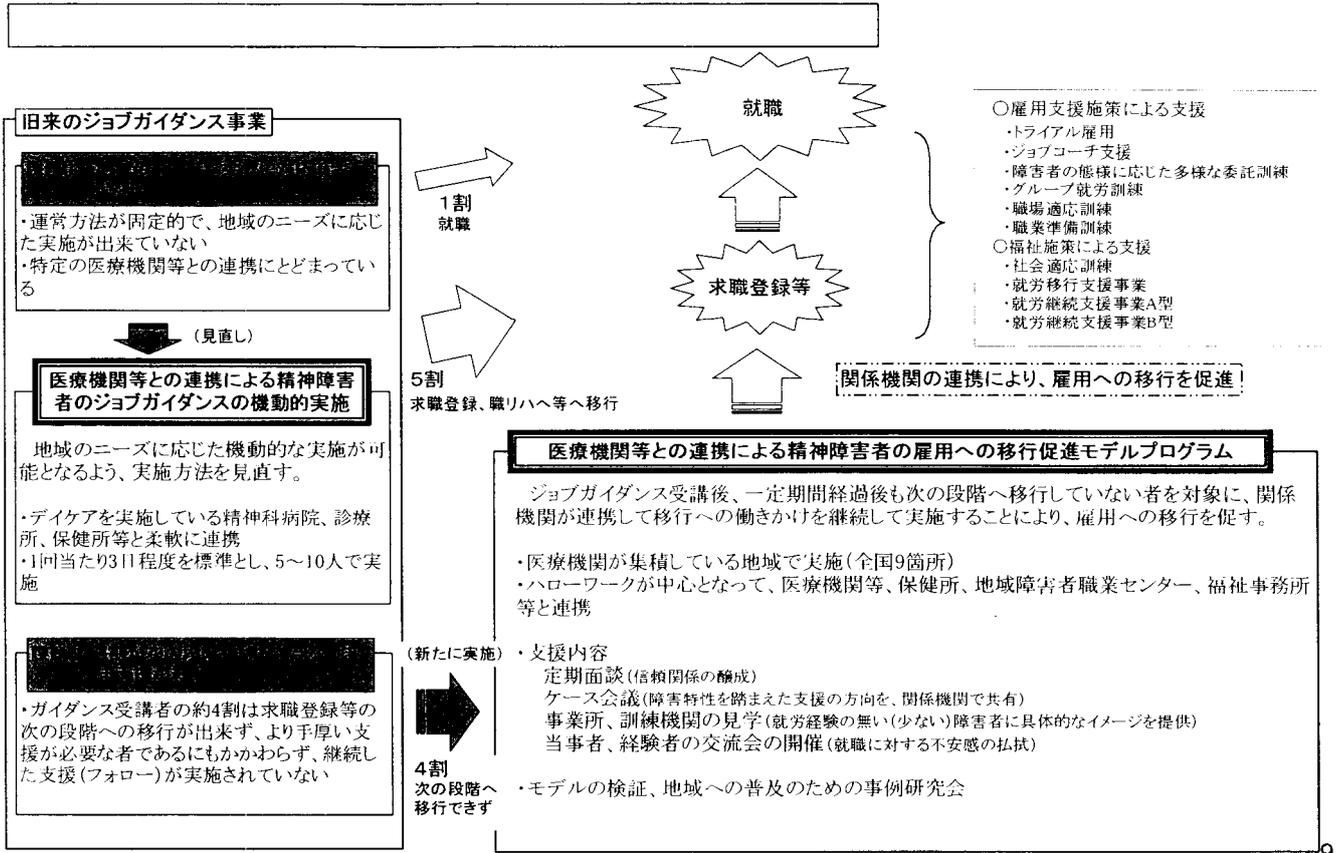
### (3) 雇用継続支援

- ・ 作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助
- 職場の支援体制の立直し、障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ ジョブコーチの派遣による職場適応のための支援
  - ・ 定期的なフォローアップによる問題の早期把握と長期的な定着支援

### (4) 精神障害者支援ネットワークの形成

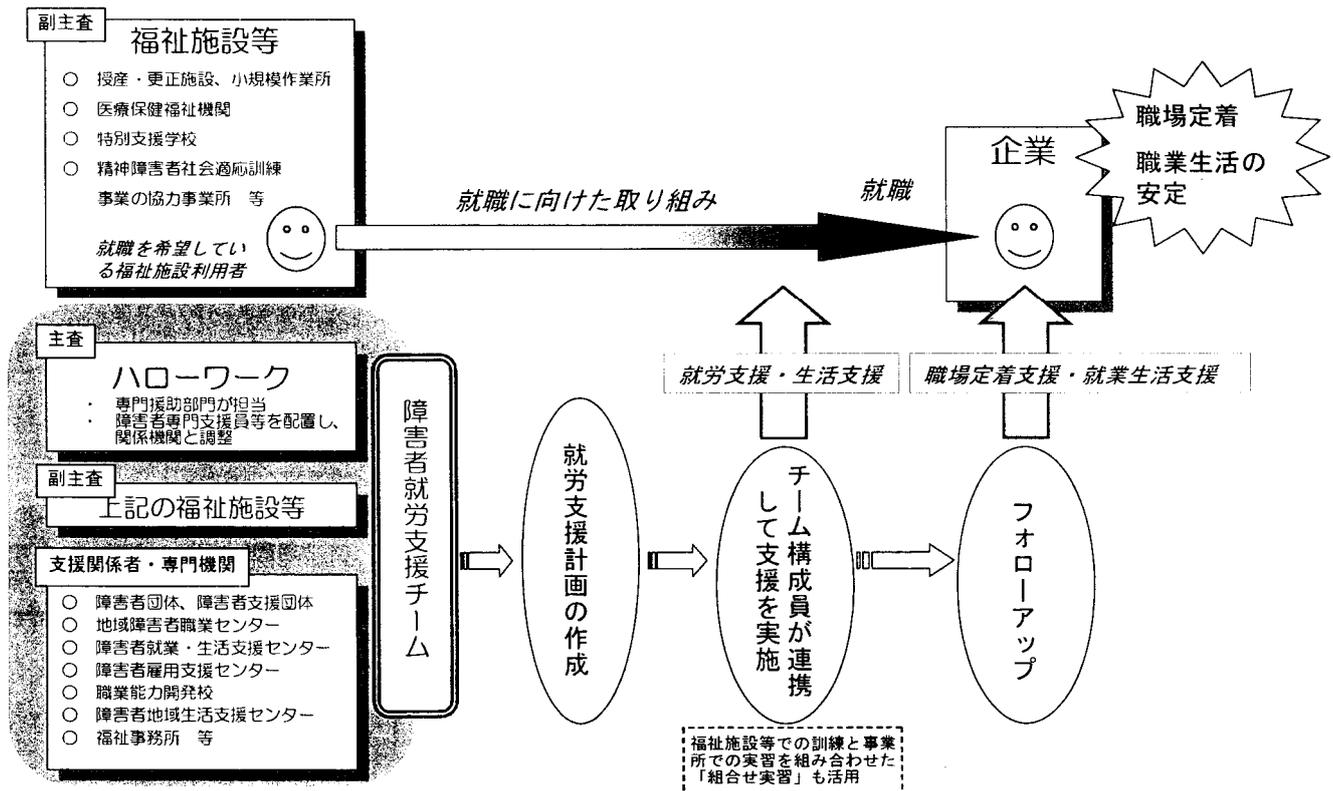
地域の精神科医療、産業保健、福祉、雇用の関係者からなる精神障害者雇用支援連絡協議会を設置し、精神障害者の職業リハビリテーションに関する関係機関等との共通認識の形成等を図り、地域における精神障害者の雇用支援ネットワークを構築する。

# 医療機関等との連携による精神障害者の ジョブガイダンス事業(H19年度～)



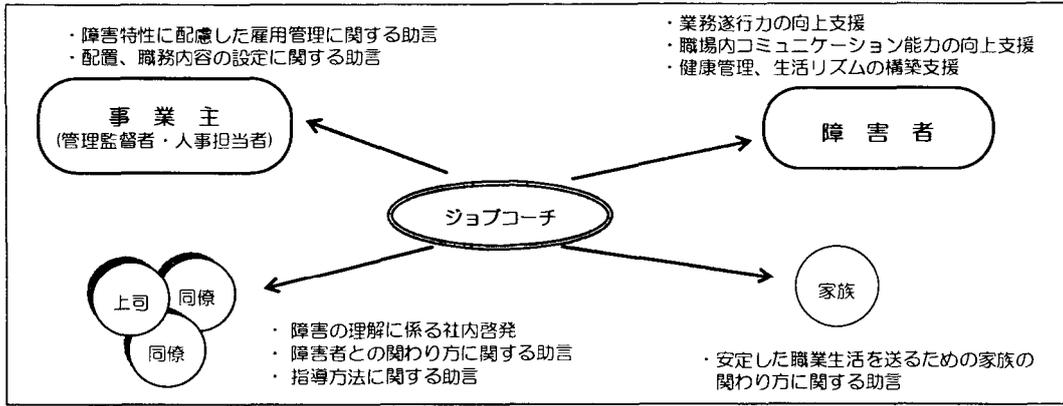
## ハローワークを中心とした「チーム支援」

～「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開～

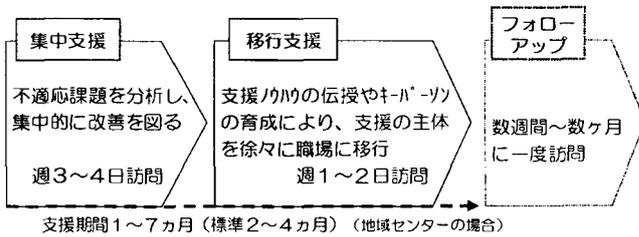


# 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

## ◎支援内容



## ◎標準的な支援の流れ



## ◎ジョブコーチ配置数(20年3月末現在)

計879人	地域センターのジョブコーチ	304人
	第1号ジョブコーチ(福祉施設型)	531人
	第2号ジョブコーチ(事業所型)	31人

## ◎支援実績(18年度、地域センター)

支援対象者数 3,306人

職場定着率(支援終了後6ヶ月) 84.3%

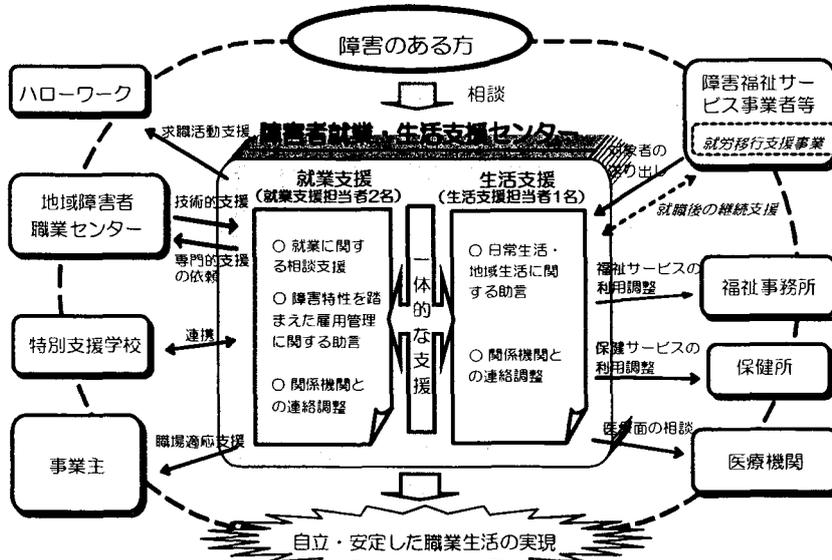
(支援終了後6ヵ月:17年10月~18年9月までの支援終了者3,131人の実績)

71

# 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

## 雇用と福祉のネットワーク



## 業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

### <就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
  - ・ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
  - ・ 就職活動の支援
  - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

### <生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
  - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
  - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

## 設置箇所数

19年度	135センター
20年度	205センター

72

# 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要 ～意欲・能力に応じた障害者の雇用機会の拡大～

## 趣旨

### 1 障害者の就労意欲の高まり

求職件数：7.8万(H10)→10.4万(H18)  
就職件数：2.6万(H10)→4.4万(H18)

地域の身近な雇用の場である  
中小企業での障害者雇用が  
低下傾向（大企業では増加傾向）  
※ 実雇用率は、100人～299人規模の  
企業が最も低い状況

### 2 短時間労働への対応

福祉から雇用への移行が進められ、また、高齢  
障害者がフルタイムで働くことが困難な場合があ  
る中、短時間労働に対する障害者のニーズが相当  
程度あるのに対し、現行制度は対応できていない。

事業主の雇用義務としては、  
現行法は週30時間以上の  
常用雇用の基本  
〔短時間労働者の雇用者の受入れの  
インセンティブが乏しい。〕

## 改正内容

### 1 中小企業における障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大  
障害者雇用納付金制度（納付金の徴収・調整金の支給）が適用  
される対象範囲を常用雇用労働者101人以上の中小企業に拡大  
（一定期間は、常用雇用労働者201人以上の中小企業まで拡大）  
※ 現行は経過措置により301人以上の事業主のみ
- ② 雇用率の算定の特例  
中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用  
する仕組みを創設  
※ 事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、  
当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定  
※ 併せて、中小企業に対する支援策を充実、経過措置として  
負担軽減措置を実施

### 2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、  
短時間労働者（週20H以上30H未満）を追加

### 3 その他

特例子会社（※）がない場合であっても、企業グループ全体で  
雇用率を算定するグループ適用制度の創設  
※ 障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

## 施行期日

- 平成21年4月1日施行。ただし、
- ・① …平成22年7月1日（101人以上企業への拡大については、  
平成27年4月1日）
  - ・② …平成22年7月1日

73

## 中小企業における障害者の雇用の促進

### ○ 全体の雇用状況は着実に進展している一方、中小企業では低調

- ・ 実雇用率が近年大幅な低下。特に100～299人規模の企業は、企業規模別で最低（1.30%）。
- ・ 障害者雇用に関する考え方についても、企業規模300人を境とした違いがみられるところ。

### ○ 中小企業における障害者雇用の促進の 必要性

- ・ 我が国の企業数の大半を占める中小企業において、  
障害者の雇用の場を確保することは重要であり、また、  
中小企業は、障害者に対し、雇用の場を提供すること  
ができる地域の主要な担い手としても重要だが、中小  
企業における障害者雇用の状況が低い水準にあり、  
中小企業における障害者雇用の促進が必要。

### ○ 障害者雇用納付金制度の現状

- ・ 納付金は、障害者雇用促進法上、本則においては、  
すべての事業主が雇用する労働者の数に応じて平  
等に負担することとされているが、附則において、  
当分の間の暫定措置として、300人以下の規模の  
企業からは徴収しないこととされている。

（改正の内容）

### ○ 中小企業における経済的負担の調整の実施

- ・ これまで300人以下の企業に対しては、暫定措置として適用を猶予してきた障害者雇用納  
付金制度について、一定の範囲の中小企業（101人以上）に対し、適用。
- ・ この場合、一定範囲の中小企業のうち、比較的規模の大きい中小企業（201人以上）から  
対象とする。

### ○ 雇用率算定の特例

- ・ 複数の中小企業が、事業協同組合等を活用して共同して事業を行う場合であって、事業  
協同組合等において障害者を雇用して事業を行うときに障害者雇用率制度を適用する。

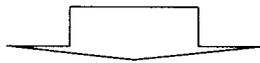
※ 併せて、障害者雇用についての理解の促進、マッチング及び職場定着に関する支援策  
等を充実、また、経過措置として負担軽減措置を実施

74

# 障害者の短時間労働について

## ○ 短時間労働に関する障害者のニーズ

- ・ 障害者の求職者の38.8%、授産施設等利用者の45.7%が、短時間労働(週30時間未満)を希望。
- ・ また、障害程度が重い程、短時間労働を希望(重度45.3%、軽度33.3%)。



## ○ 障害者雇用における短時間労働の位置づけ

- ・ 障害の特性や程度、加齢に伴う体力等の面での課題に対応する就業形態として、有効。
- ・ 福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就業形態として、有効。

## (現行の障害者雇用率制度の対象範囲)

	週30時間以上	週20~30時間 (短時間労働者)
身体障害者	○	-
重度	◎	○
知的障害者	○	-
重度	◎	○
精神障害者	○	△

- 週所定労働時間が30時間以上の労働者が、法定雇用障害者数の算定の基礎となる。
- 短時間労働者については、重度の身体障害者・知的障害者と精神障害者が、実雇用率のカウント対象となっている。  
※ ◎ダブルカウント、○1カウント、△0.5カウント

## (改正の内容)

### ○ 障害者の短時間労働に対する障害者雇用率制度の適用

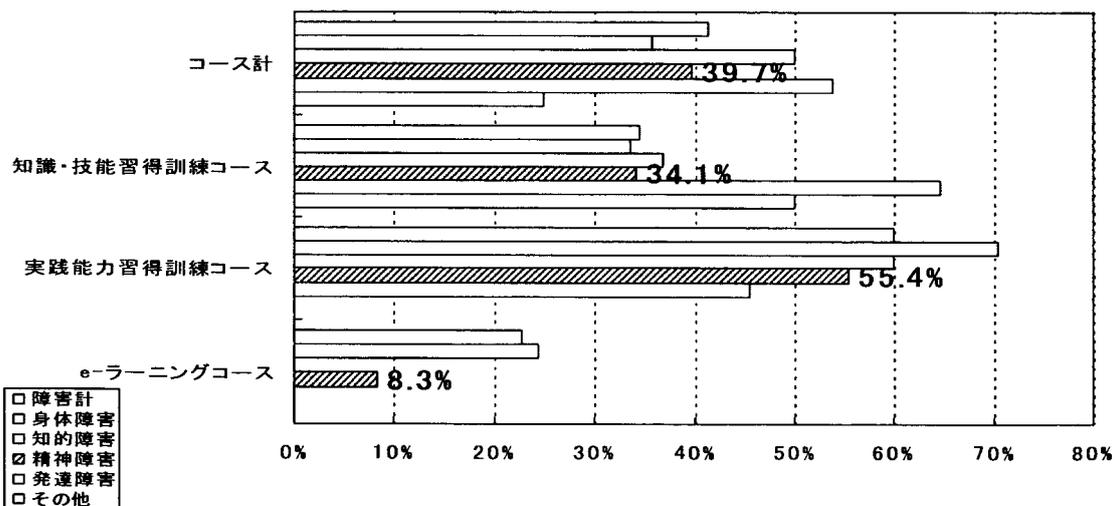
- ・ 障害者雇用率制度において、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働についても、雇用義務の対象とする。
- ・ この場合、短時間労働者及び短時間労働の障害者について、0.5カウントとして算定する。

### ○ 適用時期

- ・ 短時間労働を雇用義務の対象とするに当たっては、一定の準備期間を設ける。

# 精神障害者に対する職業訓練について

## ■ 障害者委託訓練の就職率(平成18年度)



	障害者計	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他障害
コース計	41.3%	35.6%	50.1%	39.7%	53.8%	25.0%
知識・技能習得訓練コース	34.5%	33.5%	36.9%	34.1%	64.7%	50.0%
実践能力習得訓練コース	59.9%	70.4%	60.0%	55.4%	45.5%	0%
e-ラーニングコース	22.8%	24.3%	-	8.3%	-	0%

# ★ 障害者委託訓練

・企業の職場やNPO法人、教育訓練機関等を活用して、実際の業務に即した作業実習を中心に実践的な職業能力や知識技能の習得を図ることを目的として実施。

・訓練期間は原則として3ヶ月(1ヶ月当たりの訓練時間100時間)であるが、総訓練時間300時間、訓練期間6月以内で、訓練期間を2倍まで延長できるため、短時間の訓練から始めて訓練時間を段階的に延長するなどの弾力的な時間設定が可能。

・特に、企業の職場を活用した実践能力習得コースの委託訓練は、受講者にとっては、直ちに就職が可能なレベルには達していない場合でも、個々の態様に合わせた職業訓練を受講することにより、実践的な職業技能や能力の向上を図り、就職の可能性を高めることが可能。また、訓練受託企業にとっても、訓練の過程で受講生の技能習得・能力向上の状況を把握することができるため、訓練結果の検証を踏まえて当該受講生を訓練修了後に採用するケースも少なくない。

## 障害者委託訓練の実施例

